

湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会組織要綱

令和6年12月18日

告示第84号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条及び湖南省教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和3年湖南省条例第27号）の規定に基づき、市長が管理し、及び執行することとされている文化財の保護に関する事務に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の9の規定に基づき、湖南省文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するため、湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(組織)

第2条 協議会は、法第183条の9第2項第2号から第4号までに掲げるもののうちから、15人以内の構成員をもって組織する。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱又は任命の日から地域計画の策定（地域計画の変更を含む。）の日までとする。

2 構成員が欠けた場合は補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、文化財に関する事務を所管する課において処理する。

附 則

この告示は、令和6年12月18日から施行する。